

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

被控訴人（一審原告） X 1 ほか

控訴人（一審原告） X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(丙 74~76)

令和7年4月11日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

参加人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 坂 井 俊 介

弁護士 畑 井 雅 史

弁護士 井 上 大 成

弁護士 谷 健 太 郎

弁護士 中 室 祐

弁護士 持 田 陽 一

弁護士 山 本 真 珠 子

弁護士 富 野 聡 史

号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
丙 74	意見書	写し	R2. 11	澤田義博	<p>地盤の増幅特性に関する一般理論、地盤の調査結果を評価する際に留意すべき事項、参加人が大飯発電所を含む各発電所敷地において設定した地下構造モデルの妥当性等。</p> <p>なお、甲 273（大津地裁において実施された芦田譲氏の主尋問書証綴り）では抜粋が引用されているところ、丙 74 及び 75 はその全体版である。</p>
丙 75	意見書	写し	R2. 11	小島圭二	
丙 76	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構ウェブサイト「石油・天然ガス資源情報 用語辞典 地下構造図」	写し	(R7. 4 ウェブサイトから取得)	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	<p>地下構造図とは、油田等の資源調査の分野において、地下の一定の地層面の高低を等深線で表した地図をいうこと等</p>